下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

申請の手引き

下野市

令和７年４月

目　　次

○　小規模特定事業の届出をされる皆様へ　・・・・・・・・　1

Ⅰ　本条例における届出制度の概要　・・・・・・・・　3

Ⅱ　小規模特定事業を実施する方への留意事項　・・・・・・・・　5

Ⅲ　小規模特定事業届出に必要な書類(チェック表)　・・・・・・・・　7

Ⅳ　小規模特定事業届等作成要領　・・・・　８～１５

１　小規模特定事業届(様式第１号)記載要領　・・・・・・・　8

２　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（様式第３号）記載要領　・・・・・・・　9

３　小規模特定事業変更届（様式第５号）記載要領　・・・・・・・　１１

４　土砂等搬入届（様式第７号）記載要領　・・・・・・・　１１

５－１　土砂等発生元証明書（様式第８号）記載要領　・・・・・・・　１１

５－２　検査試料採取調書（様式第９号）記載要領　・・・・・・・　１２

６－１　土砂等管理台帳（様式第１０号）記載要領　・・・・・・・　１２

６－２　土砂等管理台帳（小規模一時堆積事業用）（様式第１１号）記載要領　・・・・・　１２

７　小規模特定事業状況報告書（様式第１２号）記載要領　・・・・・・・　１２

８　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第１３号）記載要領　・・・　１３

９　小規模特定事業水質検査等報告書（様式第１４号）記載要領　・・・・・・・　１３

１０　その他　・・・・・・・　１４

参考（車両表示：例）　・・・・・・・　１５

Ⅴ　条例・規則等　・・・　１６～２５

小規模特定事業の申請をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、平成１８年１月１０日（下野市が発足した日）に公布しました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、堆積を行われるようお願いします。

（これまでの主な改正）

〇平成１８年３月改正

栃木県において、平成１１年４月に栃木県条例施行後６年以上が経過し、赤土等園芸土採取跡地の埋立て等の増加など、施行時からの新たな状況変化が生じてきたことから、土砂等の埋立て等に関する事業の一層の適正化を図るため、平成１７年１２月議会に上程し、同年１２月２６日に改正条例が公布されました。

このことを受け、下野市においても、土砂等の埋立て等に関する事業（小規模特定事業等）の一層の適正化を図るため、平成１８年３月３１日に改正条例が公布されました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

（１）適正かつ計画的な埋立て事業の実施や、現場の管理体制の充実・確保を図るための改正

① 小規模特定事業期間を３年以内に制限　【第５条の２】

② 搬入車両への表示の義務付け　【第１３条の２】

③ 土砂等管理台帳の作成等の義務付け　【第１０条】

④ 県及び他市町との連携　【第３条の４】

⑤ 周辺住民等への事業内容の周知　【第１１条の２】

（２）埋立て事業者に加え、土地所有者や埋立て事業の関与者に対しても、実効性ある指導を行うための改正

① 土地所有者から同意書を取得する際の、事業者が事業内容を説明する義務　【第４条の２】

② 土地所有者の小規模特定事業の実施状況の確認義務　【第１９条の３】

③ 土砂等排出者の排出土砂等の汚染状態確認等責務　【第３条】

④ 安全基準不適合土砂搬入者及び埋立て等要求者等に対する措置命令制度　【第１８条】

（３）不適正な埋立て事業を行った者や行うおそれのある者に対し、処分規定を強化する改正

① 過去の処分対象者等を許可対象から除外（欠格要件の創設）　【第６条第１項第１号】

② 措置命令不服従者の公表制度の創設　【第１８条の２】

③ 小規模特定事業の譲受け許可の創設　【第１６条】

○平成２２年３月改正

平成２１年４月、土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号。以下「法」という。）が一部改正され、汚染土壌処理業の許可制度等が新設されたこと等に伴い、栃木県において、栃木県条例について所要の改正をするため、平成２１年１２月議会に上程し、同年１２月１６日に改正条例が公布されました。（施行期日：平成２２年４月１日。ただし、一部については公布の日。）

これを受け、下野市においても、下野市条例について所要の改正をするため、平成２２年３月２４日に改正条例が公布されました。（施行期日：平成２２年４月１日。）

主な改正の内容は、次のとおりです。

（１）市条例の対象外とする埋立て等の追加（第２条）

汚染土壌処理業の許可を受けた者が設置する汚染土壌処理施設等において行われる土砂等の埋立て等については、周辺環境の安全が確保されるため、市条例の適用対象外とした。

（２）小規模特定事業の許可不要区域の変更（第４条第１項第４号）

法に規定する「指定区域」内で行う市条例に基づく小規模特定事業については市長の許可を不要としている。法の一部改正により「指定区域」が「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」とに分類されたことに伴い、市条例の規定を改正した。

○令和７年４月改正

令和５年５月に盛土規制法が施行されたことに伴い、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例における目的のひとつである災害の発生の防止と、盛土規制法の制定目的が重複している状況を踏まえ、条例の見直しをおこないました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

（１）災害発生防止関連規定の削除

盛土規制法が県土砂条例の規制内容を包含しているため、盛土等による災害発生防止については同法により対処することとし、災害発生防止関連規定は条例から削除する。

＜改正＞目的（第１条）ほか

＜削除＞土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置（第９条）ほか

（２）許可制度の見直し

土壌の汚染については土砂搬入時・搬入後の検査等により規制するため、許可制度は廃止し、事業計画等の事前届出を求めることとする。

＜改正＞特定事業の許可（第 10 条）　ほか

＜削除＞ 許可申請の手続（第 11 条）、許可の基準等（第 13 条）、許可の条件（第 14 条）、変更の許可等（第（15 条）、譲受け（第 22 条の２）、許可の取消し等（第 24 条）、措置命令（第 25 条第１項第１～３号）、手数料（第 27 条）ほか

Ⅰ　本条例における届出制度の概要

◇　本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、市に届け出る必要がありますが、届出から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

１．届出の流れ

土砂等の埋立て等：土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為（※①製品の製造又は加工のための原材料の堆積、②土壌汚染対策法で許可を受けた汚染土壌処理施設等における埋立て等は除く）

小規模特定事業：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 ㎡以上 3,000 ㎡未満である堆積事業

小規模一時堆積事業：他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業

土砂等の埋立て等を行おうとする者

↓

小規模特定事業（小規模一時堆積事業も含む）にあたるか？

- ＮＯ → 本条例の届出不要
- ＹＥＳ ↓

事業区域に法令等の制約はないか？

- ＮＯ → 関係機関との調整 → 本条例の届出不要
- ＹＥＳ ↓

届出制度の適用除外とされるものにあたらないか？

- ＮＯ → 本条例の届出不要
- ＹＥＳ ↓

小規模特定事業の届出（４条）（着手前１４日前までに届出）

本条例の届出不要 ⇦ ただし、市条例３条並びに県条例８条及び９条は適用となる。

【検討事項】
- 文化財の有無
- 地目等の制約の有無（青地、赤道、水路、農地、山林等）
- 土地所有者の承諾（権利者関係の調整含む）
- 法令等の制約の有無（○○指定区域、□□保護区域、都市計画法の用途地域等）

etc

【適用除外（４条ただし書き各号）】
①国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行うもの
②採石法、砂利採取法等の許認可等を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行うもの
③採石法又は砂利採取法の認可を受けた採取計画に従って行うもの
④土壌汚染対策法の要措置区域、形質変更時要届出区域で行うもの
⑤非常災害のために必要な応急措置として行うもの
⑥通常の管理行為、軽易な行為等で規則で定めるもの許可基準に適合するか？

２．小規模特定事業施工時の義務

【全ての事業者が行うもの】

① 土砂等の搬入の届出（9 条）（様式第 7 号）

⇒採取場所ごと、かつ 5,000 ㎥までごとに土砂等発生元証明書（様式第 8 号）及び検査試料採取取調書（様式第 9 号）等を添付

② 土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（10 条）（台帳：様式 10、11 号　報告：様式 12、13 号）

⇒採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量等を記載する。

6 ヶ月（小規模一時堆積事業は 3 ヶ月）ごとに当該 6 ヶ月（3 ヶ月）を経過した日 2 週間以内（完了時等はその届出時）に提出すること。

③ 水質検査等の実施及び結果報告（11 条 1 項・3 項）（様式第 14 号）

⇒6 ヶ月（小規模一時堆積事業は 3 ヶ月）ごとに当該 6 ヶ月（3 ヶ月）を経過した日から 2 週間以内

④関係書類の縦覧（12 条）

⑤標識の掲示等（13 条）

⑥搬入車両への表示（13 条の 2）

【必要に応じて行うもの】

① 申請事項の変更届出（5 条）（様式第 5 号）

⇒氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については軽微変更届を提出(様式第 6 号)

３．小規模特定事業の終了

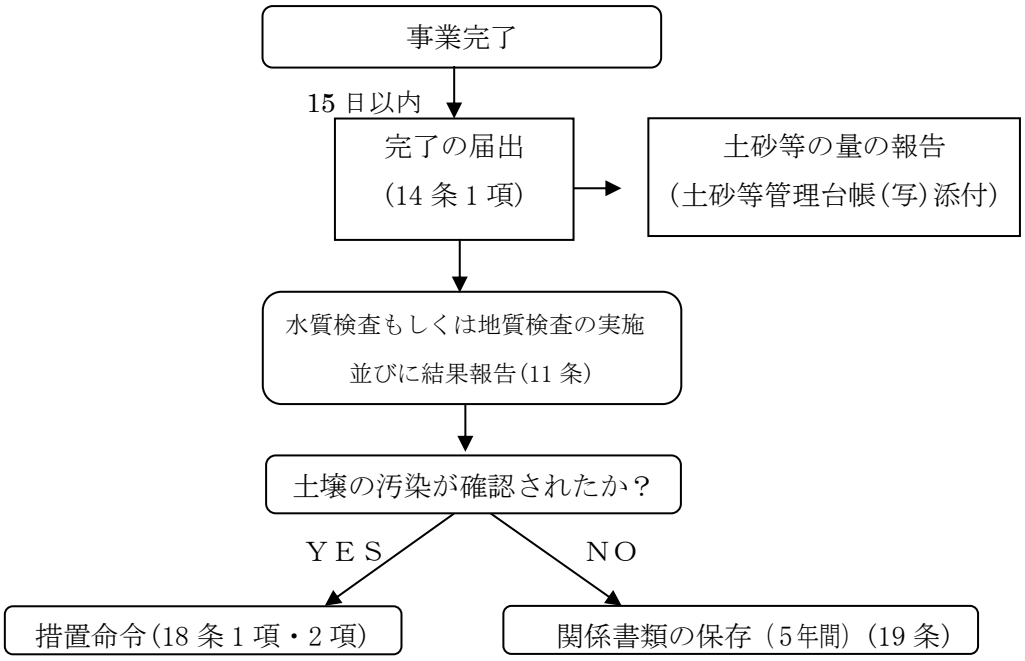

Ⅱ　小規模特定事業を実施する方への留意事項

１．事業の実施にあたって

①　小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会文化課に確認する。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）

②　小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等について、市建設課及び県土木事務所に確認する。

③　小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続き等について、市農業委員会に確認する。

④　小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、市農政課に確認する。

⑤　1,000 ㎡以上の一時堆積事業（ストックヤード）は、大気汚染防止法の粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要である。（提出先は市環境課）

⑥　上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る。

２．事業について

①　事業区域、対象事業

ⅰ　小規模特定事業区域の面積については、土砂等の埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所は含まない。

　また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも許可対象となる。）

ⅱ　事業規模が、変更により 500 ㎡以上になった場合は、その時点で届出が必要となる。

　また、市に届け出ている事業で、変更により事業規模が 3,000 ㎡以上になった場合は、その時点で県に届出が必要となる。（市と県とで調整が必要）

②　使用材料等

ⅰ　砕石や砂利はこの条例の対象外である。

ⅱ　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。（泥状物や改良土等、土砂等に該当するか疑義が生じた場合には、必ず市環境課に連絡をして、判断を仰ぐこと。）

ⅲ　不溶化処理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌については、小規模特定事業場内に搬入することは認めない。

３．その他

①　小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に完了となる。

②　土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要である。（なお、一時堆積場から土砂等を搬入する場合であっても、一時堆積場に持ち込む前の

おおもとの土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書が必要。）

③　農地法の５条申請（農地転用の許可申請）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要である。（農地転用の許可申請書の写しは必要。）

④　排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

Ⅲ　小規模特定事業許可申請に必要な書類（チェック表）

小規模特定事業	☑	小規模一時たい積事業	☑
1　目次		1　目次	
2　小規模特定事業届（様式第１号）		2　小規模一時堆積事業届（様式第３号）	
3　同上（別紙搬入計画等）			
4　申請者の住民票又は個人番号カードの写し（商業登記事項証明書） ※申請日前３月以内に発行したもの。		3　申請者の住民票又は個人番号カードの写し（商業登記事項証明書） ※申請日前３月以内に発行したもの。	
5　小規模特定事業場位置図及び付近の見取図		4　小規模特定事業場位置図及び付近の見取図	
6　実測平面図		5　実測平面図（土砂等堆積最大）	
7　実測縦断面図		6　実測縦断面図（土砂等堆積最大）	
8　実測横断面図		7　実測横断面図（土砂等堆積最大）	
9　小規模特定事業場の土地登記事項証明書 ※申請日前３月以内に発行したもの。		8　小規模特定事業場の土地登記事項証明書 ※申請日前３月以内に発行したもの。	
10　小規模特定事業場公図（写し）		9　小規模特定事業場公図（写し）	
11　使用土砂等予定量計算書			
12　小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面（様式第２号）		10　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面（様式第３号）	
13　関係許認可等の申請書の写し		11　関係許認可等の申請書の写し	
農地法（農地転用許可、届）		農地法（農地転用許可、届）	
森林法（森林開発、伐採届）		森林法（森林開発、伐採届）	
優良農地林地保全特別措置要綱		優良農地林地保全特別措置要綱	
都市計画法（開発行為）		都市計画法（開発行為）	
文化財保護法（埋蔵文化財確認）		文化財保護法（埋蔵文化財確認）	
市法定外公共物管理条例 （国交省所管公共用財産管理関係）		市法定外公共物管理条例 （国交省所管公共用財産管理関係）	
宅地造成等規制法		宅地造成等規制法	
14　求積図		12　求積図	
15　その他（　　）		13　その他（　　）	

Ⅳ　小規模特定事業届等作成要領

１　小規模特定事業届（様式第１号）記載要領

◇　提出部数は、正本１部、副本１部の計２部とする。ただし、安定計算を行った場合にあっては、市長が指定する部数とする。

◇　小規模特定事業区域が２つ以上の他市町の区域と共存する場合にあっては、事業区域の面積が500㎡以上の市町に提出することし、合計した面積が3,000㎡以上の場合は県土砂条例に基づき、県小山環境管理事務所へ提出すること。

◇　申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

(1)　小規模特定事業の位置

小規模特定事業の地番を全て記載すること。(別紙で記載することも可能)

(2)　小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3)　現場管理責任者の氏名

施行規則第１６条の３に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(4)　小規模特定事業に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の量を記載しており、各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計に概ね合致すること。

(5)　小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でなく、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合には、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。この場合、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付すること。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合には、使用許可等の期間の範囲内で記載すること。ただし、土砂等の搬入予定量を勘案し、相当と認められる期間とする。この場合、当該許認可等を証明する書類（許可前にあっては申請書の写し。受付印のあるものに限る。）を添付すること。

(6)　小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造

施行規則第５条に掲げる構造を満たした、事業の前後の構造が判明できる1/500程度の断面図で、盛土が最大となる位置及び盛土厚並びに法面勾配を記載すること。また、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

(添付書類(11)の断面図に同等の内容が記載されていれば、これに代えることができる。)

(7)　小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。

搬入土砂等の区分は建設省令第19号（平成3年10月25日付け）及び国土交通省通達「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付け）によるものであること。

【添付書類関係】

(8)　申請者の住民票、又は個人番号カードの写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

住民票、商業登記事項証明書は申請日前３月以内に発行したものに限る。

(9)　小規模特定事業場の位置図

1/50,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

(10)　小規模特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

(11)　小規模特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

（原則として 1/250～1/500 の図面とする。）

なお、保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していることとする。

(12)　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

申請日前３月以内に発行したものに限る。

(13)　小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとすること。

(14)　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(15)　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第 2 号）

土砂等の埋立て等によって生じる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること。（例：散水車による散水、場内走行速度５km/h 以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）

(16)　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

(17)　その他

ア　１つの図面に２つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ　賃貸借契約書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

２　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（様式第 3 号）記載要領

◇　提出部数は、正本１部、副本１部の計２部とする。ただし、安定計算を行った場合にあっては、市長が指定する部数とする。

◇　小規模特定事業区域が２つ以上の他市町の区域と共存する場合にあっては、事業区域の面積が 500 ㎡以上の市町に提出することとし、合計した面積が 3,000 ㎡以上の場合は県土砂条例に基づき、県小山環境管理事務所へ提出すること。

◇　申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

(1)　小規模特定事業の位置

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(2)　小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(3)　現場管理責任者の氏名

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(4)　小規模特定事業の期間

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(5)　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び１日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(6)　小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

施行規則第５条に掲げる構造を満たした、1/500 程度で土砂等の堆積が最大となった時の堆積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていれば、これに代えることができる。）

【添付書類関係】

(7)　申請者の住民票、又は個人番号カードの写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

住民票、商業登記事項証明書は申請日前３月以内に発行したものに限る。

(8)　小規模特定事業場の位置図

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(9)　小規模特定事業場の付近の見取図

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(10)　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

申請日前３月以内に発行したものに限る。

(11)　小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(12)　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第３号）

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(13)　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

(14)　小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。（原則として 1/250～1/500 の図面とする。）

なお、保安距離は、平面図と断面図が対応していることとする。

(15)　その他

小規模特定事業届（様式第１号）記載要領と同様。

３　小規模特定事業変更届（様式第５号）記載要領

◇　提出部数は、正本１部、副本１部の計２部とする。ただし、安定計算を行った場合にあっては、市長が指定する部数とする。

◇　小規模特定事業区域が２つ以上の他市町の区域と共存する場合にあっては、事業区域の面積が500㎡以上の市町に提出することし、合計した面積が3,000㎡以上の場合は県土砂条例に基づき、県小山環境管理事務所へ提出すること。

【申請書関係】

(1)　変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

【添付書類関係】

(2)　変更事項に応じた書類を添付すること。

(3)　許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

４　土砂等搬入届（様式第７号）記載要領

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　土砂等の採取場所１か所につき１通作成すること。

(2)　同一採取場所の場合は、5,000㎥までごとに１通作成すること。

(3)　土砂等の搬入予定量

１つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000㎥以下であること。

(4)　土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(5)　添付書類について

検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

５－１　土砂等発生元証明書（様式第８号）記載要領

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　土砂等発生元証明書のあて名

土砂等の埋立て等を行う事業者となる。(一時堆積小規模特定事業場を経由する場合には、一時堆積小規模特定事業者又は埋立て等事業者となる。)

(2)　当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等の施工場所から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から該当小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(3)　今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（１度に最高5,000㎥）が記載されていること。

(4)　発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から該当小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記

載されていること。

５－２　検査試料採取調書（様式第９号）記載要領

※ 実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　検体区分欄の番号

検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

(2)　地質分析の測定方法

当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表第１に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。（施行規則第８条第４項）

(3)　計量証明書

当該調書に係る計量証明書は、計量法第１０７条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

６－１　土砂等管理台帳(搬入用)（様式第１０号）記載要領

※ 小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1)　小規模特定事業に使用される土砂等の量

許可申請時に積算した、小規模特定事業に使用されている土砂等の量を記載すること。（変更のあった場合は、変更後の量）

(2)　土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「○○会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

６－２　土砂等管理台帳（搬出用）（様式第１１号）記載要領

※ 小規模特定事業（小規模一時堆積事業）の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1)　年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量

許可申請時に積算した、年間及び１日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。（変更のあった場合は、変更後の量）

(2)　小規模特定事業場等への搬出

①　搬出先の直下の欄へは、当該小規模特定事業（小規模一時堆積事業）場から搬出する場所を記載すること。

②　搬出先に対応する各日付け欄へは、１日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

７　小規模特定事業状況報告書（様式第１２号）記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（様式第１０号）の写しを添付すること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　小規模特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2)　今回報告量

報告に係る期間（6 月間）に搬入された量を記載すること。

(3)　累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

8　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第１３号）記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（小規模一時堆積事業用）（様式第１１号）の写しを添付すること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

(2)　完了時の報告

完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が０になっていること。

9　小規模特定事業水質検査等報告書（様式第１４号）記載要領

※ 当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（様式第９号）及び計量証明書を添付し、施行規則第１２条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　水質検査の測定方法

当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う水質検査は、次の①②に掲げる項目の区分に応じ、①②に定める方法により行われなければならないこと。（施行規則第１０条第１項各号）

①　別表１に掲げる項目

土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号。以下「昭和４９年告示」という。）に定める測定方法

②　水素イオン濃度及び浮遊物質量

昭和４９年告示に定める測定方法

(2)　地質検査の測定方法

当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、施行規則第１１条第１項第１号及び第２号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表第１に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならないこと。（施行規則第１１条第１項第３号）

(3)　計量証明書

当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第１０７条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4)　当該報告書、検査試料採取調書及び計量調書は原本を確認するので、原本を持参すること。

10　その他

(1)　小規模特定事業変更届（様式第５号）

◇　提出部数は、１部とする。

(2)　小規模特定事業完了届（様式第１５号）

◇　提出部数は、正本１部、副本１部の計２部とする。

◇　小規模特定事業区域が２つ以上の他市町の区域と共存する場合にあっては、事業区域の面積が500㎡以上の市町に提出することし、合計した面積が3,000㎡以上の場合は県土砂条例に基づき、県小山環境管理事務所へ提出すること。

参考　（車両表示：例）規則第１３条の２に基づく表示例

土砂等搬入車両

【１００ポイント以上】

○搬入先（小規模特定事業区域）

下野市笹原26 ほか

○事業者

㈱しもつけ土砂

【６０ポイント以上】

○土砂等搬入事業者

㈲残土運送

【６０ポイント以上】

◇　下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例・施行規則

条例	規則
下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成 18 年下野市条例第 121 号）	下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成 18 年下野市規則第 112 号）
（目的） 第１条　この条例は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１０年栃木県条例第３７号。以下「県条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　土砂等の埋立て等　土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第２２条第１項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。 （２）　小規模特定事業　土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条について同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が５００平方メートル以上３，０００平方メートル未満であるものをいう。 （３）　小規模特定事業等　小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が５００平方メートル未満であるものをいう。 （事業者の責務） 第３条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する小規模特定事業等による土壌の汚染の防止に関する施策に協力する責務を有する。 ２　建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当	（趣旨） 第１条　この規則は、下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１８年下野市条例第１２１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例第２条第１号の規則で定める堆積） 第１条の２　条例第２条第１号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。 （１）　土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１６条第１項に規定する汚染土壌を同法第１７条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積 （２）　汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積 ２　前項第２号の規定による指定は、告示してしなければならない。 （安全基準） 第１条の３　条例第３条の５第１項の安全基準は、別表の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。 （小規模特定事業の届出） 第１条の４　条例第４条の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業届（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）　届出者の住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（法人にあっては、登記事項証明書） （２）　小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図 （３）　小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） （４）　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し （５）　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 （６）　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書（様式第２号）

該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。

３　土砂等を運搬する事業を行う者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

（土地の所有者の責務）

第３条の２　土地の所有者は、小規模特定事業等による土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

（市の責務）

第３条の３　市は、小規模特定事業等による土壌の汚染の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（県及び他の市町村との連携等）

第３条の４　市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。

（土砂等の安全基準等）

第３条の５　小規模特定事業等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

２　安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。

３　小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

（小規模特定事業の届出）

第４条　小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、当該小規模特定事業を開始する日の１４日前までに、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

（１）　国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う小規模特定事業

（２）　採石法（昭和２５年法律第２９１号）、砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）その他の法令等に基づき許認可等（許

（７）　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面

（８）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、条例第４条の届出をしようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

（１）　前項第１号、第２号、第４号、第６号及び第７号に掲げる書類

（２）　小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

（３）　その他市長が必要と認める書類

（公共的団体の範囲）

第２条　条例第４条第１号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

（１）　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

（２）　地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）に基づき設立された地方住宅供給公社

（３）　地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）に基づき設立された地方道路公社

（４）　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１０条第１項の規定により設立された土地開発公社

（５）　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１０条第１項の規定により認可された土地改良区及び同法第７７条第２項の規定により認可された土地改良区連合

（６）　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１４条第１項の規定により認可された土地区画整理組合

（７）　地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

２　前項第７号の規定による市長の認定を受けようとする者は、

可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業 （３）　採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業 （４）　土壌汚染対策法第６条第１項又は第１１条第１項の規定により指定された土地の区画内で行う小規模特定事業 （５）　非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業 （６）　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの （変更の届出） 第５条　前条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 ２　前条の届出をした者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 第６条から第８条まで　削除 （土砂等の搬入の届出） 第９条　第４条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。 （１）　当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。 （２）　当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 （３）　その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 （土砂等管理台帳の作成等）	公共的団体認定申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。 （条例第４条第６号の規則で定める小規模特定事業） 第３条　条例第４条第６号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。 （１）　植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業 （２）　運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業 （３）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業 第３条の２から第６条まで　削除 （変更の届出） 第７条　条例第５条第１項の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業変更届（様式第５号）に第１条の４第１項各号及び第２項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。 ２　条例第５条第１項の規則で定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画の変更とする。 ３　条例第５条第２項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届（様式第６号）を提出して行わなければならない。 （土砂等の搬入の届出） 第８条　条例第９条の規定による届出は、土砂等の量が５，０００立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第７号）を提出して行わなければならない。 ２　条例第９条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第８号）とする。 ３　条例第９条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の平面図及び現場写真並びに検査試料採取調書（様式第９号）及び計量証明書（計量法（平成４年法律第５１号）第１１０条の２の規定により交付された証明書。以下同じ。）とする。 ４　前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表に掲げる

第１０条　第４条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

２　第４条の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

（定期検査の報告等）

第１１条　第４条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要が無いと市長が認めたときは、これを省略することができる。

２　第４条の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

（周辺住民等への周知）

第１１条の２　第４条の届出をした者は、当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という）の周辺住民その他の利害関係を有する者に周知させるように努めなければならない。

（関係書類の縦覧）

第１２条　第４条の届出をした者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第１０条第１項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

（標識の掲示等）

第１３条　第４条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

２　第４条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域と当該小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（土砂等の搬入車両への表示）

第１３条の２　第４条の届出をした者は、車両を使用し、当該届出項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

５　条例第９条第２号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

（土砂等管理台帳等）

第９条　条例第１０条第１項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）　小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（２）　小規模特定事業届出年月日

（３）　小規模特定事業場の位置及び小規模特定事業区域の面積

（４）　現場管理責任者の氏名

（５）　小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模一時堆積事業にあっては、当該小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）

（６）　小規模特定事業の期間

（７）　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（８）　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名

（９）　小規模特定事業区域に搬入された土砂等の１日当たりの量

（１０）　小規模特定事業区域から搬出された土砂等の１日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）

２　前項の土砂等管理台帳の様式は、次の各号に掲げる小規模特定事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１）　次号に掲げる小規模特定事業以外の小規模特定事業　土砂等管理台帳（搬入用）（様式第１０号）

（２）　小規模一時堆積事業である小規模特定事業　土砂等管理台帳（搬入用）及び土砂等管理台帳（搬出用）（様式第１１号）

３　条例第１０条第２項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第１４条第１項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（様式第１２号）を提出して行わなければならない。

４　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第１０条第２項の規定による報告は、前項の規定にか

出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

（小規模特定事業の完了等）

第１４条　第４条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

２　前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域外の地域に排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなけなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

第１５条から第１７条まで　削除

（措置命令）

第１８条　市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

２　市長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（１）　当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。）

（２）　前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者

（公表）

かわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第１４条第１項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（様式第１３号）を提出して行わなければならない。

（水質検査）

第１０条　条例第１１条第１項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに試料を採取し、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号。以下「昭和４９年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。

２　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第１１条第１項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに試料を採取し、同項に定める測定方法により行わなければならない。

３　条例第１４条第２項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第１項に定める測定方法により行わなければならない。

（地質検査）

第１１条　条例第１１条第１項の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

（１）　地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる２直線上の当該中央地点から５メートルから１０メートルまでの４地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる２直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の４地点）の土壌について行うこと。

（２）　前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、１試料とすること。

（３）　地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

２　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第１１条第１項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

３　条例第１４条第２項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、第１項各号に掲

第１８条の２　市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（関係書類の保存）

第１９条　第４条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業について第１４条第１項の規定による完了の届出をした日から５年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

（現場管理責任者の義務等）

第１９条の２　第４条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

２　小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

（立入検査等）

第２０条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をすることを助けた者を含む。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２１条　削除

（規則への委任）

第２２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第２３条　第１８条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

第２４条　次の各号のいずれかに該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。

（１）　第４条又は第５条第１項の規定に違反して、届出をしなげる方法により行わなければならない。

（水質検査等の報告）

第１２条　条例第１１条第１項及び第１４条第２項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（様式第１４号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出期限	添付書類
１　第１０条第１項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第１０条第１項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
２　第１０条第２項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第１０条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
３　第１０条第３項の水質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第１０条第３項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
４　前条第１項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第１項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
５　前条第２項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
６　前条第３項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第３項の規定により採取した試料の検査試

いで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者

（２）　第９条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者

（３）　第１０条第１項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

（４）　第１０条第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（５）　第１１条第１項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

（６）　第２０条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

（７）　第２０条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第２５条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

（１）　第１４条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（２）　第１９条の規定に違反した者

（両罰規定）

第２６条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２３条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条の規定によりされている許可については、当該許可に係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第４条の２及び第６条から第２０条までの規定の適用については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に旧条例第４条の規定によりされている許可の申請は、改正後の下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第４条の規定によりされた届出と

		料採取調書及び計量証明書

（標識）

第１３条　条例第１３条第１項の標識は、小規模特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。

２　条例第１３条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）　小規模特定事業届出年月日

（２）　小規模特定事業の目的

（３）　小規模特定事業場の所在地

（４）　小規模特定事業の届出者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号

（５）　小規模特定事業の施行期間

（６）　小規模特定事業区域の面積

（７）　小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）

（８）　小規模特定事業場の見取図

（車両への表示）

第１３条の２　条例第１３条の２の規則で定める車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次条第１号に掲げる事項については日本産業規格Ｚ８３０５に規定する１００ポイント以上の大きさの文字、同条第２号から第４号までに掲げる事項については、日本産業規格Ｚ８３０５に規定する６０ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

（条例第１３条の２の規則で定める事項）

第１３条の３　条例第１３条の２の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨

（２）　小規模特定事業区域の所在地

（３）　小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては名称）

（４）　小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては名称）

（小規模特定事業の完了の届出）

第１４条　条例第１４条第１項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から１５日以内に、小規模特定事業完了届（様式第１５号）を提出して行わなければならない。

第１５条から第１６条の２まで　削除

（現場管理責任者の職務）

第１６条の３　条例第１９条の２第１項の規則で定める現場管

みなす。

４　この条例の施行前に旧条例第４条の規定に違反して小規模特定事業を行った者については、旧条例第１８条第４項の規定は、なおその効力を有する。

５　この条例の施行前にした旧条例第１７条第１項又は第１８条第３項から５項までの規定による命令については、なお従前の例による。

６　この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

７　この条例の施行後にした行為に対して罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（下野市手数料条例の一部改正）

８　下野市手数料条例（平成１８年下野市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

別表第１土砂の埋立て等に関する小規模特定事業許可申請手数料の項、土砂等の埋立て等に関する小規模特定事業変更許可申請手数料の項及び土砂等の埋立て等に関する小規模特定事業譲受け許可申請手数料の項を削る。

（下野市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

９　附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第８条第１項の変更の許可の申請及び旧条例第１６条第１項の譲受けの許可の申請に係る前項の規定による改正前の下野市手数料条例別表第１土砂の埋立て等に関する小規模特定事業許可申請手数料の項、土砂等の埋立て等に関する小規模特定事業変更許可申請手数料の項及び土砂等の埋立て等に関する小規模特定事業譲受け許可申請手数料の項に掲げる手数料については、なお従前の例による。

理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

（１）　小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第９条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。

（２）　小規模特定事業に係る土壌の汚染があった場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

（身分を示す証明書）

第１７条　条例第２０条第２項に規定する証明書は、身分証明書（様式第１６号）とする。

（書類等の提出）

第１８条　条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、１部とする。

第１９条　削除

（措置命令）

第２０条　条例第１８条に規定する措置命令は、土砂等の埋立て等措置命令書（様式第１７号）により行うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和７年下野市条例第　号。以下「改正条例」という。）による改正後の下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１８年下野市条例第１２１号）第４条の規定により届出がされた小規模特定事業（改正条例による改正後の下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第２条第２号に規定する小規模特定事業をいう。）について適用し、同日前に改正条例による改正前の下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第４条の規定により許可を受けた小規模特定事業（改正条例による改正前の下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第２条第２号に規定する小規模特定事業をいう。）については、なお従前の例による。

別表第１（第１条の３関係）

（平１８規則１６１・追加、平２０規則３９・平２２規則１７・一部改正）別表（第１条の３関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１０２（以下「規格」という。）５５に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格３８に定める方法（規格３８・１・１及び３８の備考１１に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和４６年環境庁告示第５９号。以下「昭和４６年告示」という。）付表１に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和４９年告示付表１に掲げる方法又は規格３１・１に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和４９年告示付表２に掲げる方法）
鉛	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下	規格５４に定める方法
六価クロム	検液１リットルにつき０．０５ミリグラム以下	規格６５・２（規格６５・２・７を除く。）に定める方法（ただし、規格６５・２・６に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては日本産業規格Ｋ０１７０―７の７のａ）又はｂ）に定める操作を行うものとする。）
ひ 砒素	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料１キログラムにつき１５ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格６１に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和５０年総理府令第３１号）第１条第３項及び第２条に規定する方法
総水銀	検液１リットルにつき０．０００５ミリグラム以下	昭和４６年告示付表２に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和４６年告示付表３及び昭和４９年告示付表３に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和４６年告示付表４に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料１キログラムにつき１２５ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和４７年総理府令第６６号）第１条第３項及び第２条に規定する方法
ジクロロメタン	検液１リットルにつき０．０２ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
四塩化炭素	検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成９年３月環境庁告示第１０号）付表に掲げる方法
１、２―ジクロロエタン	検液１リットルにつき０．００４ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２、５・３・１又は５・３・２に定める方法
１、１―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき０．１ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法
１、２―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき０．０４ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・２に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・１に定める方法
１、１、１―トリ	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定

クロロエタン		める方法
１、１、２―トリクロロエタン	検液１リットルにつき０．００６ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき０．０３ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
テトラクロロエチレン	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２、５・３・１、５・４・１又は５・５に定める方法
１、３―ジクロロプロペン	検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・１に定める方法
チウラム	検液１リットルにつき０．００６ミリグラム以下	昭和４６年告示付表５に掲げる方法
シマジン	検液１リットルにつき０．００３ミリグラム以下	昭和４６年告示付表６の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	検液１リットルにつき０．０２ミリグラム以下	昭和４６年告示付表６の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下	日本産業規格Ｋ０１２５の５．１、５．２又は５．３．２に定める方法
セレン	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下	規格６７．２、６７．３又は６７．４に定める方法
ふっ素	検液１リットルにつき０．８ミリグラム以下	規格３４．１（規格３４の備考１を除く。）若しくは３４．４（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約２００ミリリットルに硫酸１０ミリリットル、りん酸６０ミリリットル及び塩化ナトリウム１０グラムを溶かした水溶液とグリセリン２５０ミリリットルを混合し、水を加えて１０００ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 Ｋ０１７０―６の６図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格３４．１．１c）（注〔２〕第３文及び規格３４の備考１を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和４６年告示付表７に掲げる方法
ほう素	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	規格４７．１、４７．３又は４７．４に定める方法
１、４―ジオキサン	検液１リットルにつき０．０５ミリグラム以下	昭和４６年告示付表８に掲げる方法

備考

1　基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成３年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2　基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4　１、２―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・２により測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ０１２５の５・１、５・２又は５・３・１により測定されたトランス体の濃度の和とする。